

都道府県・政令指定都市名	19 山梨県
--------------	--------

時点: 2024年4月1日 (特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	多様性社会・人材活躍推進局 男女共同参画・外国人活躍推進課
担 当 職 員 数	9 人 (専任 7 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	山梨県男女共同参画・共生社会推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1998年4月22日 根拠: 山梨県男女共同参画・共生社会推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	山梨県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年5月10日
構 成 員 数	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2022 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	第5次山梨県男女共同参画計画
改定・見直しの予定時期	2027年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	山梨県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年3月28日
	施 行 日 (西 暦)	2002年3月18日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
改 正 内 容		
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	40 %	
根 拠	第5次山梨県男女共同参画計画		
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令又は条例により設置されている審議会等(委員の職種が指定されているものを除く。)		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(70)うち女性委員を含む審議会等数(64) 延総委員等数(808)延女性委員等数(267) 女性比率(33.0)
	調査時点コード	1	審議会等数(75)うち女性委員を含む審議会等数(68) 延総委員等数(981)延女性委員等数(275) 女性比率(28.0)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(33)うち女性委員を含む審議会等数(32) 延総委員等数(625)延女性委員等数(164) 女性比率(26.2)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(4) 延総委員等数(53)延女性委員等数(8) 女性比率(15.1)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	目標値以外の目標設定		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	55 人 (2024 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1
		そ の 他	()

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
管理職総数	(人)	(A)=(C+E+G)	女性管理職の内訳
	うち女性管理職数(人)	(B)=(D+F+H)	部局長相当職 次長相当職 課長相当職
	女性比率(%)	(B/A)	(人) うち女性数(人) 女性比率(%) (人) うち女性数(人) 女性比率(%) (人) うち女性数(人) 女性比率(%)
本庁	計	391	54 13.8
	うち一般行政職	216	34 15.7
支庁・地方事務所等	計	322	47 14.6
	うち一般行政職	145	27 18.6
全体	計	713	101 14.2
	うち一般行政職	361	61 16.9
再掲	警察関係	97	4 4.1
	教育委員会	87	15 17.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	562	115	20.5	515	111	21.6
	うち一般行政職	272	63	23.2	201	58	28.9
支庁・地方事務所等	計	446	92	20.6	711	183	25.7
	うち一般行政職	91	26	28.6	136	64	47.1
全体	計	1,008	207	20.5	1,226	294	24.0
	うち一般行政職	363	89	24.5	337	122	36.2
再掲	警察関係	198	22	11.1	520	59	11.3
	教育委員会	127	35	27.6	84	46	54.8

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	60	13	21.7	52	11	21.2	29	8	27.6
	うち一般行政職	41	10	24.4	34	6	17.6	16	4	25.0
支庁・地方事務所等	計	39	3	7.7	47	9	19.1	83	27	32.5
	うち一般行政職	16	1	6.3	5	2	40.0	35	16	45.7
全体	計	99	16	16.2	99	20	20.2	112	35	31.3
	うち一般行政職	57	11	19.3	39	8	20.5	51	20	39.2
再掲	警察関係	15	1	6.7	21	3	14.3	25	4	16.0
	教育委員会	27	3	11.1	12	5	41.7	15	9	60.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎			○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	
係長相当職	○	○	○			○	◎			○	一般職については面接のみ

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	888	92	10.4
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	222	83	37.4
うち上級	163	59	36.2
うち一般行政職	78	28	35.9
うち上級	62	22	35.5
うち警察関係	69	29	42.0
うち上級	36	12	33.3

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	<ul style="list-style-type: none"> 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	山梨県職員旧姓使用取扱要領、山梨県警察旧姓使用取扱要領
該当部分の条文(本文)	<p>山梨県職員旧姓使用取扱要領</p> <p>第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手續き等に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けるときは、様式第1号による旧姓使用承認申請書により、所属長を経由して知事に使用の承認を申請しなければならない。</p> <p>第3条 知事は、前条の申請があった場合において、旧姓の使用が法律等に抵触する恐れがない範囲において、専ら組織内部で行われ職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請のあった旧姓の使用について承認するものとする。</p> <p>山梨県警察旧姓使用取扱要領</p> <p>第2 旧姓使用の方針等</p> <p>1 旧姓使用の方針</p> <p>山梨県警察において、職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。</p>

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 (内容: 育児休業中の職員又は育児休業復帰後の職員を対象とした研修を実施)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	159,902	143,006	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	199,058	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○		
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他	○			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入		○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
12 その他	○	○

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 山梨県子育て応援 男女いきいき宣言企業登録(7,12)、山梨えるみん認定制度(4,6,7,8,10,12)
- 「企業の表彰制度」の具体的な名称 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(1,2,4,5,7,12)、YAMANASHI!ワークスタイルアワード(1、2、4、5、7、8、9、10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具 体的名称	やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具 体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる 目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画・共生社会推進に関するアンケート調査
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	<input type="radio"/> 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="radio"/> 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 <input type="radio"/> 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①男女共同参画推進月間における啓発活動 ・ ②啓発パンフレット等の作成 ・ ③「やまなし女性の応援サイト」の運営 ・ ④「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの実施 ・ ⑤小学生向け男女共同参画ポスターコンクール ・ ⑥学生による若者への男女共同参画啓発 ・ ⑦「国際女性デー」啓発活動 ・ 2. 表彰 ・ 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰 ・ 3. 講座 ・ ①職務関係者向けDV・デートDV防止啓発研修会 ・ ②県民向けDV・性暴力防止啓発講演会 ・ ③女性活躍応援プロジェクト ・ 4. 相談事業 ・ ①やまなし性暴力被害者サポートセンターの運営、 ・ ②専門アドバイザー制度 ・ 5. 情報収集・提供 6. 苦情処理 ・ 男女共同参画審議会部会 7. 交流促進 ・ 交流サロン 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①「山梨えるみんな・クリスタルえるみんな」認定、 ・ ②子育て応援・男女いきいき宣言企業、 ・ ③山梨女性の活躍推進ネットワーク会議 9. 国際交流・海外派遣事業 10. 調査研究 11. その他 ・	①スタジアム大型ビジョン等で啓発動画放映及び県立図書館との連携展示の実施。□ ②男女共同参画、DV防止、多様性理解等に関する若年層・一般向け各種パンフレット等の作成、発行。 ③女性のチャレンジ支援情報を一元的に提供。 ④県庁別館等のパープルライトアップ、県立図書館での連携展示、男女共同参画推進センターとの連携展示、スタジアム大型ビジョンで相談促進動画放映等。 ⑤小学生を対象に男女共同参画をテーマとしたポスターコンクールを開催。 ⑥ジェンダー平等をテーマに学生が若者に向けた啓発を検討・実施。 ⑦県庁別館等のイエローライトアップ、県立図書館での連携展示を実施。□ 男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の向上を図る。 ①教職員や警察職員等を対象としたデートDV防止に関する研修会を実施。 ②県民を対象としたDV・性暴力防止に関する講演会を実施。 ③・経営者、管理職、人事労務関係者等の意識改革を促すため、講演会を実施。・男性の意識改革や働き方改革に取り組む意欲のある企業に対し、講師を派遣し、助言・指導を実施。・特に県内の若年層を対象に、仕事と子育ての両立やキャリアアップ等についてのセミナーを開催。・離職した女性や非正規雇用の女性が将来的に女性リーダーとして活躍するため、キャリアデザインや資質向上を図る教育プログラムを提供する。 ①性犯罪、性暴力被害者に対して、総合的な支援(産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等)を行う相談窓口の運営。 ②男女共同参画の各分野における専門人材を委嘱し、団体・個人からの相談を受け、解決のためのアドバイスを行う。 県が実施する男女共同参画推進施策に影響を及ぼすと認められる苦情等の処理 男女共同参画に関心のある県民が集い意見交換を行う。 ①女性活躍推進に取り組む企業を認定し、「えるぼし」「くるみん」認定取得の足がかりとする。 ②男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録。 ③経済団体や企業、行政などの関係機関が連携・協力して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を進める。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	山梨県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について)取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に生産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 定 名	山梨県議会規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		やむを得ない事由
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	3	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	4	
規 則 名			
条本文文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等){
計画、指針名	山梨県地域防災計画
該当部分の規定	【各部各班分掌事務】男女共同参画・共生社会推進統括部(男女共同参画・共生社会推進統括官) 1 男女共同参画推進センターの被害調査及び応急対策に関する事 2 県民生活部各班への応援に関する事 3 定住外国人の支援に関する事

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	山梨県立男女共同参画推進センター		愛称・通称	ぴゅあ峡南		
設置年月日	(西暦)	1996年4月1日	施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：409-2102 住 所：山梨県南巨摩郡南部町福士2700番地18 電話番号：0556-64-8012 FAX番号：0556-64-8015 ホームページ：https://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicskyonan.html					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人やまなし文化学習協会)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人やまなし文化学習協会)) その他())					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	1 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	1 人	予算額	2024年度 4,365 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画推進月間・DV防止運動期間等における普及啓発展示、情報誌の発行)) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画を学ぶ講座、男性の家庭参画を応援する講座、SRHRIについて学ぶ講座など)) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項：)) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 書籍、資料の収集、ホームページ、SNS等による情報発信)) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： 苦情相談への対応)) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： フェスティバルの開催、男女共同参画に関する団体支援)) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 講演会等、共催事業の開催)) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項 若年層の男女共同参画に関する意識調査)) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 託児室の運営))					

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	山梨県立男女共同参画推進センター		愛称・通称	ぴゅあ富士		
設置年月日	(西暦)	1990年12月25日	施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：402-0052 住 所：山梨県都留市中央3丁目9-3 教育プラザ都留2階 電話番号：0554-45-1666 FAX番号：0556-45-1663 ホームページ：https://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicsfuji.html					
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人やまなし文化学習協会)) その他()) 2. 事業運営 直営(担当部局名：)) ○ 指定管理者(名称：公益財団法人やまなし文化学習協会)) その他())					
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	1 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	1 人	予算額	2024年度 6,274 千円
主な事業	<input type="checkbox"/> 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画推進月間・DV防止運動期間等における普及啓発展示、情報誌の発行)) <input type="checkbox"/> 2. 講座(主な事項： 男女共同参画を学ぶ講座、男性の家庭参画を応援する講座、SRHRIについて学ぶ講座など)) <input type="checkbox"/> 3. 相談事業(主な事項：)) <input type="checkbox"/> 4. 情報収集・提供(主な事項： 書籍、資料の収集、ホームページ、SNS等による情報発信)) <input type="checkbox"/> 5. 苦情処理(主な事項： 苦情相談への対応)) <input type="checkbox"/> 6. 交流促進(主な事項： フェスティバルの開催、男女共同参画に関する団体支援)) <input type="checkbox"/> 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 講演会等、共催事業の開催)) <input type="checkbox"/> 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：)) <input type="checkbox"/> 9. 調査研究(主な事項 若年層の男女共同参画に関する意識調査)) <input type="checkbox"/> 10. その他(主な事項： 託児室の運営))					

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年2月17日	~	2027年2月16日
副知事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	66	6	9.1		
	都道府県防災会議(委員のみ)	65	6	9.2		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	16	2	12.5	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	2	10.0	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		6	1	16.7		
2	国土利用計画地方審議会	17	5	29.4		
3	土地利用審査会	6	2	33.3		
4	都道府県交通安全対策会議	30	2	6.7		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	8	26.7		
7	精神医療審査会	15	3	20.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	25	7	28.0		
10	准看護師試験委員会	10	7	70.0		
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	46	14	30.4		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	5	33.3		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	2	18.2		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	8	53.3		
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
21	都道府県都市計画審議会	18	3	16.7		
22	開発審査会	7	4	57.1		
23	私立学校審議会	12	5	41.7		
24	石油コンビナート等防災本部					
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会					
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会					
31	介護保険審査会	15	7	46.7		
32	都道府県固定資産評価審議会	11	5	45.5		
33	感染症の診査に関する協議会	24	3	12.5		
34	警察署協議会	88	32	36.4		
35	土地収用事業認定審議会					
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	30	3	10.0		
38	地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0		
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会					
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	22	0	0.0		
46	指定難病審査会	32	1	3.1		
47	小児慢性特定疾病審査会	13	4	30.8		
48	行政不服審査会	6	3	50.0		
49	地域医療対策協議会					
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
54						
55						
合 計		625	164	26.2		
女性委員0の審議会数		1				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	9	2	22.2	
8	海区漁業調整委員会	0	0		
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	53	8	15.1	
	女性委員0の委員会数	5			